

2019年8月吉日

お取引先各位

日本テクノ・ラボ株式会社  
管理部

## 消費税率改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品並びに保守サポートサービスをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて2019年10月より消費税率が引き上げられる事となりました。これに伴い弊社の**保守サポートサービス**につきましての対応を下記の通りご案内させていただきます。

敬具

### 記

#### 1. 新税率の適用

弊社の保守サポートサービスは役務のご提供となります。貴社との契約締結時に契約期間分の保守料を一括ですでに頂いている場合でも、法人税の処理は保守料を月数按分して、その事業年度において経過した期間分の保守料を売上計上することが原則となっております。

弊社ではこの法人税法に従って計上致しており、消費税も同様に月数按分処理を行うため、売上計上した日が2019年9月30日までの場合は8%、10月1日以降の場合は10%の税率が適用となります。

	保守契約 開始日	保守契約 終了日	適用消費税率
1	—	2019/9/30 以前	8%
2	2019/9/30 以前	2019/10/1 以降	8%・10%
3	2019/10/1 以降	—	10%

※2の保守期間につきましては保守サポートサービス1件につきまして旧税率と新税率が混在する事になります。

#### 2. 消費税差額のご請求

現在ご契約いただいております保守サポートサービスの期間によりましては、10月1日以降の保守期間分の消費税10%との消費税差額2%のみを別途ご請求させていただきます。

差額につきましては2019年10月以降、または次回の保守契約更新時に合わせてご請求を予定しております。

#### 3. 本件に関するお問い合わせ先

日本テクノ・ラボ株式会社 管理部

TEL 03-5276-2810 E-mail [kanri-staff@ntl.co.jp](mailto:kanri-staff@ntl.co.jp)

以上 ご多用中のところ大変恐縮でございますがご理解賜りますようお願い申し上げます。